

事業の起興を抑制するが如きことは大に考えなければならぬ。軍事當局の言ふが如く落橋の場合を慮るに在りとすれば、又夫れに處すべき技術的方法があるのであつて何等苦痛に病む必要が無いのである。架橋技術の應用が困難であると言ふが如きも進歩した現代の技術を以ては問題とするに足らないのである。従つて實行計畫に關し具體的成案を得るは決して困難でない、連絡設備の必要は叙上の如く、之を實現するに依つて受くべき國家的利益の著大なことを想ひ、現在設備に依る損失に稽へ一面之に依つて關門間横斷船舶の爲に生ずべき一般船舶航行の危險を避け得ることを稽ふるときは交通上一日も早く之が實施を希望するのであつて、此の如き利益の廣汎に亘る事業は國家が國道として正に爲すべき責務と考ふるのである。

電柱及電線の移轉に就て

——遞信當局の反省を求む——

丹波浪人

近時各地に於て道路改良事業が執行され寛に慶賀に堪えない、益々此事業が起興されて行詰つてゐる自動車交通を滑かにしたいことは獨り筆者のみならず社會一般の切な要求である。従つて道路改良事業の進捗を阻害するやうな問題があれ

ば極力之を排除して事業の進捗を圖らなければならぬ。常に道路管理者が工事執行の爲に最も悩まされてゐる問題は道路を占用する例の遞信省の電柱及電線の移轉である。遞信省が道路に電柱を建設し電線を埋設する場合には内務遞信兩省の協議の定むる所に依つて、道路管理者に通知し道路を占用して居るのであるが、道路を改良する場合に其の電柱又は電線を移轉せなければならぬ場合がある。此とぎに方つて遞信當局は常に莫大な移轉費を要求するので、道路工事費が嵩み道路費負擔難に悩んでゐる折柄一層道路改良工事の執行を難澁ならしめてゐる。

之に對する遞信當局の説明する所に依ると、道路法制定の場合に於ける閣議の決定に基いて移轉費用を負擔する義務が無いと言ふのであつて、其の閣議の決定と言ふのを仄聞すると、道路法第二十八條の協議は内務遞信兩省に於て豫め電信電話工作物建設方法を遂げ置き、當該官廳其の標準に従ひ工事を實施する場合には占用の都度箇々の協議を要せざる事、即ち道路占用の箇々的協議を省略する事、道路に關する工事の爲必要を生じたる電信電話工作物移轉等に關する費用は、道路法第四十一條の規定に依る特別の事由ある場合と爲さざること、即ち道路に關する工事の爲必要を生じた他の工事の費用として遞信省に負担せしめないことの二條項に依つて負擔義務がないのであると言はれてゐる。

之に對する内務當局の説明に依ると、成る程道路法制定當時に於ては閣議の決定があつて、遞信省の言ふやうに定められてゐるのは事實である。夫れに從つて兩省で協議したのであるが、其の協議第三項に於ては、道路改築の爲電信線路電話線路移轉の爲必要を生ずべき部分に就ては道路管理者豫め當該官廳と協議すべきことを定めてゐるから、之が爲に必要な移轉料の負擔に就ては矢張り協議に依つて定まるのであつて、道路管理者が其の費用を全部負担するの義務が無いと言つてゐる。

内務遞信兩省の意見の相違に關する法的考察は、曾て本誌第七卷第八號に於て土木事務官田中好氏が詳論されてゐるから筆者は再び夫れを繰返さないのであるが、遞信省が道路に建てる電柱も道路上に埋設する電線も共に道路を占用するものであることは恐らく遞信當局と雖否定することが出來ない明白な事理であらう。夫れが道路の占用である以上は矢張り同法第五十一條の規定が適用されて、道路の占用が道路に關する工事の爲障害と爲る場合等に於ては道路管理者は其の許可承認を取消し若は其條件を變更し、道路に存する工作物其の他の物件を改築除却せしむることが出來得るのであつて、又此命令履行の爲に要する費用は義務者の負擔に屬することも亦同法第四十二條の明定する所であるから兩者の論點には何等の疑を挿む餘地がない程明白なことである。或は遞信當局は此場合に法第四十一條の適用あることを主張するのであらうけれども若しそう解するものとすれば第五十一條との關係を如何に説明せむとするであらうか、筆者の疑はざるを得ない所である、萬一國の事業の爲に道路を占用する場合に於て此明文を適用するを許さないと言ふならば、其の事由は奈邊に存するのであらうか、若し兩者が言ふやうに閣議の決定とやらが存するにしても、夫れは内部的のものであつてこの明白な法條の存する以上は夫れを以て如何ともすることが出來ないのである。

此の解釋は以上の如く一點の疑を有しないが、更に之を條理に就て考察して見ても遞信當局の所論が餘りに無謀であることを感ずるのである。道路敷地取得に要する費用は道路に關する費用として公共團體の義務負擔に屬してゐることは遞信當局と雖も知る所であらう、而して公共團體は此費用支辨の爲に或は起債に依り或は増稅に求めて漸く負擔義務を履行しつゝある、夫れに依つて得た土地——道路敷地を國の事業なるの事由を以て無償にて占用する正當の事由が奈邊に存

するのであるか、之を認めた現行道路法の規定夫れ自身に就ても、不條理なことを發見するのである、夫れは立法論に屬するから後目に譲るとしても、國家が兎も角無償占用の特典を享受しながら尙道路工事に依つて電柱電線を移轉する場合に於て、假令夫れが道路工事に原因するとは言へ、道路敷地の所有者に對し其の移轉料を負擔せしめむとするやうな事は條理上許さるべきものではない。

△ △

此明白な事理あるにも拘らず、遞信當局が尙覺醒する所なく、電信線電話線建設條例を制定した明治二十三年時代の思想を以て時代に抗してまで横車式行政を爲さむとすのは頗る遺憾とする所である。近時東京市が道路維持の財源に窮り道路を占用する會社の電柱の占用料を増額すると同時に遞信省電柱の爲にする道路の占用に對し占用料に代るべき償金の交付を申請した如きは、叙上のやうな條理に戻る行政を矯正せむとする表はれに外ならないのである。之に對して遞信省は何等の處分をして居ないと聞いてゐるが、正當な條理に立つて考察するときは恐らく公明な處分を爲し得ないのであらう。又近く地方長官會議に於ても此種事件に關し論議され、遞信省の措置に對して非難の聲ハケ間敷かつたことに徴しても如何に無理な行政であるかを想像することが出来るのである。

筆者は常に遞信省電柱の建設方法が道路交通を無視しつゝあるを痛感する者であるが、是等の問題も矢張り電柱移轉料に關する問題と共に解決すべき緊要事と思つてゐる。往昔は兎も角思想の進歩してゐる現時代に於ては、横車式行政は世に容れらるべきものではない、時代の大勢を洞察して稅政を矯正し社會の要求して己まさる道路改良事業の進捗を阻害せざるやう遞信當局の反省を求め、若し此言を容るゝなくむば筆者等は世論に訴えて改革することを豫言しておく。